

胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託 公募型プロポーザル

質問回答書（資格要件に関するもの）

No.	書類名	頁	項目	質問内容	回答
1	公募要領	P8	3.公募要件等 (2)	応募者の資格要件について、「グループで応募する場合は、代表企業が実績要件を満たすこととします」とありますが、このグループというのは、同一資本グループでの応募も認められると考えてよろしいでしょうか。	※令和8年5月1日付けで公募要領を一部修正しています。 ここでいう「グループ」とは、P7の第4の1において定義しているとおりです。 ご質問の趣旨が同一資本の各企業が同一グループの構成員となることができるかという意味であれば可能です。 なお、同一資本グループの取扱いについては、3.公募要件等(1)に記載のとおり「資本関係、人的関係にある法人等は別々の応募者となることはできません」としています。
2	公募要領	P8	3.公募要件等 (2)	「アドバイザー業務等の受託者かつ指定管理者として従事した実績」とは、同一の施設において両方の役割を担った実績を指しますか。それとも、異なる施設においてアドバイザー業務の受託実績と指定管理者としての実績をそれぞれ有していれば要件を満たすと解釈できますか。	「アドバイザー業務等の受託者かつ指定管理者として従事した実績」とは、必ずしも同一の施設において両方の役割を担った実績を求めるものではありません。 異なる施設において、アドバイザー業務等の受託実績及び指定管理者としての従事実績をそれぞれ有していれば、要件を満たします。
3	公募要領	P8	3.公募要件等 (2)	アドバイザー業務、施設管理・運営計画策定業務等の対象の施設と、指定管理者として従事（5年以上）した施設は、同一施設である必要はないと解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	公募要領	P8	3.公募要件等 (2)	代表企業の満たすべき実績要件について、「当該実績は、アドバイザー業務、施設管理・運営計画策定業務等の受託者かつ指定管理者として従事したものとし」とありますが、どちらか一	※令和8年5月1日付けで公募要領を一部修正しています。 【単独応募の場合】 当該企業が①アドバイザー業務、施設管理・運営計画策定業務等の受託者かつ②指定管理者として従事した実績のいずれ

				<p>方を満たす場合でも応募は可能でしょうか。また、それは業務責任者等も同様でしょうか。</p>	<p>れも有していることが必要です。</p> <p>【グループ応募の場合】 代表企業に限らず、構成員として行った実績も含めて、前記の①及び②のいずれもグループ全体で有していることが必要です。</p> <p>【業務責任者等の実績】 上記と同様の考え方としています。</p>
--	--	--	--	--	---